大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正内容（令和４年12月１日施行）

騒音

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19（第51条関係）が以下のとおり改正されます。

一　騒音に係る届出施設

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 一　（略）  二　圧縮機及び送風機  イ　空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)  ロ　イ以外の空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.7ｋＷ以上のものに限る。)  三～二五　（略） | 一　（略）  二　圧縮機及び送風機  イ　空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第一の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)  ロ　イ以外の空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.7ｋＷ以上のものに限る。)  三～二五　（略） |
| 備考　騒音規制法第３条第１項の規定に基づき指定される地域内の工場又は事業場に設置される同法第２条第１項に規定する特定施設を除く。 | 備考　騒音規制法第３条第１項の規定に基づき指定される地域内の同法第２条第２項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。 |

振動

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19（第51条関係）が以下のとおり改正されます。

二　振動に係る届出施設

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 一　（略）  二　圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)  三～一三　（略） | 一　（略）  二　圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第一の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)  三～一三　（略） |
| 備考　振動規制法第３条第１項の規定に基づき指定される地域内の工場又は事業場に設置される同法第２条第１項に規定する特定施設を除く。 | 備考　振動規制法第３条第１項の規定に基づき指定される地域内の同法第２条第２項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。 |